

セイコーエプソングループ
生産材グリーン購入基準書

第4版

制定 2003年 1月 15日

改訂 2016年 7月 1日

施行 2016年 10月 1日

セイコーエプソン株式会社

【基準内容】

1. 目的

2. 製品含有化学物質保証に関する基本的な考え方

3. 対象範囲

4. お取引先との同意内容

5. 製品含有化学物質に関する部品承認の考え方

6. 製品含有化学物質保証のお願い事項

7. 付 則

別紙 1: 化学物質の取扱規格

別紙 2: 条件付禁止化学物質 電池に関する禁止条件

別紙 3: セイコーエプソングループ一覧

【基準内容】

1. 目的

本基準書では、「製品含有化学物質保証」に関する基本的な考え方と具体的な基準及び運用について定め、セイコーエプソングループ(以下、SEGという)およびSEGの顧客での問題発生を事前に防止することを目的としています。

※SEGの適用範囲は、別紙3「セイコーエプソングループ一覧」をご参照ください。

2. 製品含有化学物質保証に関する基本的な考え方

- ①法規制を遵守する
- ②本基準書で規定する禁止条件(閾値、含有部位、用途等)を遵守できるお取引先より調達する
- ③確実な製品含有化学物質保証ができるお取引先より調達する
- ④製品含有化学物質に関するデータの提供ができるお取引先より調達する
- ⑤お取引先で保証されたものを受入れる

3. 対象範囲

SEGに納入する「生産材」。

本基準書では、SEGの商品を構成するすべての完成品、半完成品、ユニット品、部品、原材料、付属品、オプション品、梱包材(※)などを対象とします。これらを総称して「生産材」といいます。

※以下に対象となる例を示します。

梱包材例：個装箱、外装箱、持ち運びのケース、緩衝材、内部外部の仕切り、留め具、接着剤、塗料、ステーブル、梱包用テープ、インク、輸送用パレット(SEGが仕様を決めているもの)

4. お取引先との同意内容

SEGに対して、「製品に含まれる化学物質に対する取り組みについて」(以下、同意書という)にて同意していただくものとします。主な内容は、以下の通りです。

- ① お取引先における製品含有化学物質保証体制の構築・維持
- ② 製品含有化学物質に関する情報提供
- ③ お取引先の保証体制の管理状況確認に対する協力
- ④ 不適合発生時の速やかな対応と予防処置

内容に修正の必要が生じたときは協議の上、個別に改訂し運用します。

5. 製品含有化学物質に関する部品承認の考え方

要件は、(1)同意書のご提出と(2)調査情報のご提出となります。以下に詳細を説明します。

(1)同意書の提出

確実な製品含有化学物質保証をするためには、お取引先毎の体制構築・維持が必要となります。お取引先にて本基準書に基づく製品含有化学物質保証体制を推進することにご同意していただき、同意書をご提出ください。ご提出単位はお取引先毎となります。

(2) 調査情報の提出

サプライチェーン全体で製品含有化学物質保証を実施するためには、製品含有化学物質に関する情報を正しく伝達する必要があります。SEG へ納入する生産材については以下の情報をご提出してください。

製品含有管理化学物質の含有・全廃情報

「製品含有管理化学物質調査ガイドライン」で指示する調査対象物質および調査方法に従い、調査情報が SEG 納入生産材毎に提出されていること。

<製品含有管理化学物質調査ガイドライン>

URL: http://www.epson.jp/SR/procurement/green_purchasing/green_survey.htm

※1 SEG がメーカーや型番を指定する部品や材料については、必要に応じて SEG が調査する場合があります。

※2 弊社(SEG)の顧客からの要求などに対応するため、個別対応(情報提供、分析等を含む)をお願いする場合があります。事業の指定する方法で、ご連絡ください。

【例】①事業が指定する物質の分析試験報告書

(事業から測定方法の指定がある場合には、その方法による)

②管理物質以外の含有調査または非含有証明書等

<お取引先様にお願いする調査/提出物(事業体別)>

URL: http://www.epson.jp/SR/procurement/green_purchasing/green_standards.htm

本基準書に関して、お取引先からご提出頂く書類は、表 1 をご参照ください。

表 1. ご提出書類

提出単位	ご提出書類
お取引先毎	・同意書「製品に含まれる化学物質に対する取り組みについて」 URL: http://www.epson.jp/SR/procurement/green_purchasing/green_agreement.htm
生産材毎	・製品含有管理化学物質の「含有情報」/「全廃情報」 URL: http://www.epson.jp/SR/procurement/green_purchasing/green_survey.htm
	・カリフォルニア州複合木材製品ホルムアルデヒド規制への適合証明書類(適合宣言書、測定レポート) ※対象となる生産材を納入する場合に限る。なお、詳細は、下記を参照。 URL: http://www.epson.jp/SR/procurement/green_purchasing/green_california.htm ■カリフォルニア州複合木材製品ホルムアルデヒド規制対応について

6. 製品含有化学物質保証のお願い事項

以下に SEG での製品含有化学物質保証のお願い事項を示します。この事項に基づき、お取引先にて体制を構築・維持して頂きますようお願いいたします。また、この事項について、SEG ではお取引先に対して実施状況の確認をさせていただきます。

6. 1 方針及び計画策定

6. 1. 1 方針作成

製品含有化学物質管理に関する「取り組み」が盛り込まれた方針が策定され、維持されていること。

6. 1. 2 要求事項の特定

①法律・規制及び顧客の要求事項の明確化

製品に関する法律・規制と顧客の要求事項の文書が管理され、常に最新情報を維持、管理されること。かつ、製品含有化学物質管理に関する情報を社内の必要な部門に対し適切に伝達できていること。

(ポイント)

法律・規制、SEG で指示する化学物質群の管理については自社内で徹底してください。また、法律・規制、SEG で指示する化学物質群については必要な部門が、必要な時に閲覧できる状態にしてください。

②管理範囲の明確化

製品含有化学物質管理の対象となる「工程」「物質」を明確にしていること。

6. 1. 3 目標及び計画の作成

管理範囲が明確にされ、それに見合った自社における達成目標及び計画が明確に策定されていること。

(ポイント)

全廃化学物質群のレベル2については、全廃目標に対して計画書を作成し、進捗管理を実施してください。結果として、法律・規制、SEG 要求事項を満たしてください。

6. 1. 4 組織体制・役割権限の明確化

製品含有化学物質管理を推進する体制(責任者および組織)が決められていること。

(ポイント)

出荷保証体制を決め、責任部門・責任者を明確にしてください。(新製品立ち上げ時、量産時、4M 変更時、お取引先管理など)

全廃活動については代替品選定部門と評価部門を決めて、法律・規制、SEG 要求事項の遵守及び品質確保をしてください。

6. 1. 5 文書管理

製品含有化学物質管理に関わる文書(記録を含む)が作成され維持・管理する仕組みがあること。

(ポイント)

項目 6. 1. 4 での出荷保証体制に基づき、具体的な手順を文書化してください。また、使用する帳票類について管理を実施してください。

6. 1. 6 教育・訓練

教育の必要性を特定して各企業に見合った化学物質およびその管理に関する十分な知識習得に役立つカリキュラムがあり、必要な社員へ計画的に教育・訓練が実施されていること。

(ポイント)

法律・規制、SEG 要求事項に対して正しく理解し、必要な知識・技能を持った人が業務を実施するために、教育体系に従った計画を作成し、実施してください。

6. 2 実施及び運用

6. 2. 1 設計・開発

製品含有禁止化学物質を回避するために製品の設計・開発過程(設計及び検証)でなすべきことを明確にし、実施していること。

(ポイント)

- ・仕様書・図面などへ材料指定、禁止物質の必要遵守事項を明記してください。
- ・法律・規制、SEG 要求事項をお取引先へ伝達してください。
- ・使用する生産材が法律・規制、SEG 要求事項に適合しているか確認してください。

6. 2. 2 含有情報入手・確認

お取引先から得られる製品含有化学物質情報の記入は、漏れがなく適切であることを確認し、また情報内容の確認についても、要求に照らし合わせ適正に行われていること。

(ポイント)

法律・規制、SEG 要求事項に適合している事が確認できる帳票を決めてください。その帳票で調達する生産材が法律・規制、SEG 要求事項に適合しているか確認してください。

6. 2. 3 調達管理

自社製品を構成する部品・原材料のお取引先が、製品含有化学物質の管理を適切に行っているかどうかを確認し、改善をうながす仕組みがあり、実施していること。

(ポイント)

- ・お取引先に対して、本基準書に基づく製品含有化学物質保証体制の構築・維持を要求してください。
- ・本基準書の要求事項に適合したお取引先から調達を行ってください。
- ・本基準書の内容に基づき、実施事項の確認・指導をしてください。また、不具合については改善してください。
- ・二次以降のお取引先に対しても、製品含有化学物質保証体制を要求するよう依頼してください。

6.2.4 製造工程

①受入確認

自社で行う「受け入れ確認」の中で製品含有化学物質についての検査方法・基準を明確にし、実施していること。分析測定による現品確認が適正に行われていること。

(ポイント)

- ・受入部品・原材料のデータ確認や簡易分析等により、法律・規制、SEG 要求事項への適合を確認してください。
- ・受入部品・原材料の管理状況が把握できない場合(リサイクル材料の使用など)には必要に応じて法律・規制、SEG 要求事項への適合を現物にて確認してください。

②工程管理

製造工程での混入・汚染を防止し、酸化・蒸発・反応・含有濃度等の変化による影響を受けないことを確実にする工程管理を実施していること。

(ポイント)

- ・法律・規制、顧客要求が異なる製品ではラインを分けて混入・汚染を防止してください。ラインを分けられない場合、混流工程での製品含有禁止化学物質の混入・汚染を防止する手段を明確にし、実施してください。
- ・法律・規制、顧客要求毎に製品の識別を実施してください。
- ・全廃未対応品、対応品は違う場所に保管するなどして区分けしてください。また、全廃未対応品、対応品について履歴管理を実施してください。
- ・SEG 対象生産材の製造工程で使用禁止化学物質(別紙 1:2.4)を使用しないでください。

製品含有化学物質の管理でなすべき事項への対応を加工委託先に要求するとともに、加工委託先の管理状況を定期的に確認・指導・監査する仕組みがあり実施していること。

(ポイント)

- ・加工委託先に対して、本基準書に基づく製品含有化学物質保証体制の構築・維持を要求してください。
- ・本基準書の内容に基づき、実施事項の確認・指導をしてください。また、不具合については改善してください。
- ・加工委託先以降に対しても、製品含有化学物質保証体制の構築・維持を要求するよう依頼してください。
- ・SEG 対象生産材の製造工程で使用禁止化学物質(別紙 1:2.4)を使用しないよう要求してください。

6.2.5 変更管理

製品含有化学物質管理についての変更管理ルールが定められ、適切に運用されていること。

(ポイント)

- ・以下の観点より 4M 変更処理手順を明確にし、実施してください。
 - ◇メーカー変更や原材料変更など、SEG にて指示する製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更については、4M 変更として定義してください。
 - ◇4M 変更の問題がないことを確認してください。
 - ◇SEG にて指示する製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更については、SEG の確認を必要とします。納入窓口へ事前に連絡をしてください。

◇SEG の確認後、4M 変更を実施してください。

・お取引先に対しても、上記の観点より実施してください。

6. 2. 6 出荷時確認

製品含有化学物質管理に関する全ての工程で、確実な運用がなされ、得られた信頼性の高いデータをもって、出荷を判断していること。

(ポイント)

・法律・規制、SEG 要求事項の対応に漏れがないことを確認する方法を明確にし、実施してください。
また、確認した結果は記録・保管してください。

6. 2. 7 不適合時の対応

不適合発生時には、不適合品の処置(適合製品への混入防止を含む。)が適切になされ、関係者(推進責任者、経営責任者又は事業責任者、関係部門、お取引先、顧客等)への通知や報告が速やかになされる体制が整っていること。また、事故の原因調査や対策、再発防止等が行われていること。

(ポイント)

・不適合発生時(お取引先以降を含む)の SEG への報告責任者、報告手順を決めてください。
・対象の特定ができる方法(ロットトレース)を決め、実施してください。
・是正処置および予防処置手順を明確にし、実施してください。

6. 2. 8 情報提供

顧客及び第 3 者への情報提供について、特定の製品含有化学物質情報の算定が適正に行われていること。

(ポイント)

・SEG からの問い合わせについて、情報提供ができる処理ルートを決めてください。
・SEG に対し、同意書、調査情報などを提出してください。

6. 3 点検及び是正事項

製品含有化学物質管理についての内部監査があり、この中で製品含有化学物質管理について、運用を確認していること。

(ポイント)

・製品含有化学物質保証に関する手順が遵守されている事を確認してください。また、不具合について改善をしてください。
・お取引先、加工委託先での確認は「6. 2. 3 調達管理」、「6. 2. 4 ②工程管理」に従い実施してください。

6. 4 経営者による見直し

内部監査の結果、問題ある場合は、次期目標など施策に反映されていること。

(ポイント)

・「6. 3 点検及び是正事項」での確認結果から、保証体制の改善を実施してください。

7. 付 則

7.1 改 廃

本基準書は、「エプソングループ製品含有化学物質管理基準」に基づき改廃します。

7.2 改訂履歴

版	改訂日	改訂内容
1	2003年1月15日	初版
2	2003年8月15日	SEG追加製品含有管理化学物質群等を追加
3	2005年4月15日	製品含有化学物質に関する保証体制のお願い等を追加
3.1	2006年11月20日	別紙1 化学物質の取扱規格について、条件付禁止化学物質に塩化コバルトの追加、全廃化学物質の免除用途を追加等
3.2	2008年4月1日	別紙1 化学物質の取扱規格について ・無条件禁止化学物質(化審法対象物質群)に3物質追加 ・条件付禁止化学物質にパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩を追加 別紙3 セイコーエプソングループ一覧を更新
3.3	2009年1月20日	・ご提出資料に「カリフォルニア州複合木材製品ホルムアルデヒド規制への適合証明書類」を追加 別紙1 化学物質の取扱規格について ・条件付禁止化学物質(ホルムアルデヒド)に条件を追加 ・条件付禁止化学物質(カドミウム、水銀、鉛)に条件を追加 ・梱包材の例に輸送用パレット(SEGが仕様を決めているもの)を追加
3.4	2009年8月20日	別紙1 化学物質の取扱規格について ・無条件禁止化学物質に「フマル酸ジメチル」を追加 ・「一般用途例」を追加 ・条件付禁止化学物質(ホルムアルデヒド)の免除用途を追加 ・条件付禁止化学物質(カドミウム及びその化合物)の免除用途を追加 ・条件付禁止化学物質(鉛及びその化合物)の条件を変更 ・全廃化学物質3物質(「カドミウム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」)の免除用途を追加 ・全廃化学物質4物質(「カドミウム及びその化合物」、「六価クロム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」)の分析規格を更新 ・全廃化学物質(レベル2)にフタル酸エステルを追加 別紙3 セイコーエプソングループ一覧を更新
3.5	2010年5月21日	別紙1 化学物質の取扱規格について <無条件禁止化学物質> ・化審法対象物質群に6物質追加 <条件付禁止化学物質> ・「有機スズ化合物(ジオクチルスズ(DOT)/トリブチルスズ(TBT)/トリフェニルスズ(TPT)/その他の三置換有機スズ化合物)」を追加 ・「水銀及びその化合物」の禁止となる条件を変更 ・「パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩」の含有禁止と免除用途を変更 <全廃化学物質> ・レベル2にジブチルスズ(DBT)化合物を追加 ・「カドミウム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」の免除用途を追加 ・フタル酸エステルの範囲をフタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)とした ・既に条件付き禁止化学物質で管理している条件については削除(梱包材、電池等) 別紙3 セイコーエプソングループ一覧を更新 問い合わせ先の電話番号を変更

版	改訂日	改訂内容
3.6	2011年7月1日	別紙1 化学物質の取扱規格について <無条件禁止化学物質> ・化審法対象物質群に2物質追加 <条件付禁止化学物質> ・「カドミウム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」の禁止条件を変更 ・「REACH規則(No.1907/2006)で規定されている物質の扱いについて」追加 <全廃化学物質> ・「カドミウム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」の適用除外項目を改訂 ・レベル2にフタル酸ジイソブチル(DIBP)およびヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)を追加
3.7	2012年8月1日	【はじめに】【品質理念】削除 <条件付禁止化学物質> ・ホルムアルデヒド:適用除外項目から、「2008/12/31以前に製造された①から⑤を使用して製造された⑥」を削除 ・水銀及びその化合物:「但し、EU RoHS 指令(2011/65/EU)対象製品に用いられる生産材を除く」を削除 ・三置換有機スズ化合物、ジオクチルスズ(DOT)化合物:「0.1%を超える濃度の含有を禁止」→「1000ppm(スズ元素換算)を超える濃度の含有を禁止」に修正 ・「フタル酸ジ2-エチルヘキシル(DEHP)/フタル酸ジブチル(DBP)/フタル酸ベンジルブチル(BBP)/フタル酸ジイソブチル(DIBP)」、「ジブチルスズ(DBT)化合物」、「ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)」を追加(全廃化学物質(レベル2)より移動) ・ジブチルスズ(DBT)化合物:接着剤の適用除外の条件に「2014年12月31日までは」を追加 ・<REACH規則(No.1907/2006)で規定されている物質の扱いについて>に欧州化学品庁のWEBサイトのURLを追加 ・<REACH規則(No.1907/2006)で規定されている物質の扱いについて>付属書XIVの(認可)物質に関する説明を削除 ・水晶・半導体、TFT事業部→マイクロデバイス事業部(水晶デバイス事業・半導体デバイス事業)、ビジュアルプロダクツ事業部ビジュアルデバイスBU(旧TFT事業部)に修正 ・<物質に関する注>※Aに「EU RoHS 指令(2011/65/EU)対応については、全廃化学物質の項を参照。」を追加 <全廃化学物質> ・水銀及びその化合物の適用除外項目 Hg-4 について、解説の「(プロジェクターランプ等)」を削除 ・「鉛及びその化合物」の適用除外項目 Pb-7 について、欧州 RoHS 項目番号に 7(c)-IV、解説に「集積回路またはディスクリット半導体の部品となるキャパシター用の PZT セラミック誘電材料中の鉛」を追加 ・「フタル酸ジ2-エチルヘキシル(DEHP)/フタル酸ジブチル(DBP)/フタル酸ベンジルブチル(BBP)/フタル酸ジイソブチル(DIBP)」、「ジブチルスズ(DBT)化合物」、「ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)」を削除(条件付禁止化学物質に移動) ・レベル2にパーフルオロオクタノ酸(PFOA)およびその塩)、ムスクキシレン、4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)、五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素、2,4-ジニトロトルエン、トリス(2-クロロエチル)ホスフェートを追加 ・別紙3 セイコーエプソングループ一覧を更新
3.7.1	2013年4月1日	別紙3 セイコーエプソングループ一覧を更新
3.7.2	2013年8月1日	・ビジュアルプロダクツ事業部ビジュアルデバイスBU(旧TFT事業部)→ビジュアルプロダクツ事業部(TFT液晶パネル事業)に修正 ・別紙3 セイコーエプソングループ一覧を更新 ・問い合わせ先の部署名を変更 機器環境製品安全部→CS品質保証・環境推進部
3.8	2014年7月1日	【製品含有化学物質保証の考え方】を削除 【基準内容】 ・2. 製品含有化学物質保証の考え方を追加 化学物質の取扱規格について ・2. 化学物質群の取扱規格:説明文を一部修正 <無条件禁止化学物質> ・化審法対象物質群に:エンドスルファン、HBCDD を追加 ・ポリ塩化ナフタレン:Cl:3以上 ⇒ Cl:1以上

版	改訂日	改訂内容
3.8	2014年7月1日	<p><条件付禁止化学物質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物:電池に関する条件は別紙2を参照とする ・鉛およびその化合物:宝飾品の条件を追加 ・アゾ化合物:アゾ染料の条件を追加 ・HBCDD:無条件禁止化学物質に移動 ・ムスクキシレン、4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)、五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素、2,4-ジニトロトルエン、トリス(2-クロロエチル)ホスフェートを全廃化学物質(レベル2)より移動 <p><物質に関する注></p> <p>※A EU RoHS 指令(2011/65/EU)対象製品を法律に関する注より転記</p> <p><法律に関する注></p> <ul style="list-style-type: none"> ・※1 欧州 REACH 規則付属書 XVII を追加、※7 の法律名を修正 ・アゾ染料のリストを追加 <p><全廃化学物質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の説明文を追加「2014年7月現在、RoHS 指令適用除外項目の見直しが検討されています。P17~22に記載した「納入禁止時期」の欄の日付は、弊社独自の期日です。RoHS 指令適用除外項目の見直しの状況に応じて、適用除外項目および禁止時期を変更する可能性があります。」 ・「併せて、全廃化学物質の分析規格を以下に記載します。分析方法は、対象試料によっては確立していない分析方法もあります。」を削除 ・適用除外項目の禁止時期と、以下の説明文を追加「RoHS 指令適用除外項目の見直しの状況に応じて、適用除外項目および禁止時期を変更する可能性があります。」 ・分析規格:「※なお、事業から測定方法の指定がある場合にはその方法による」を追加 ・ムスクキシレン、4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)、五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素、2,4-ジニトロトルエン、トリス(2-クロロエチル)ホスフェートを条件付禁止化学物質に移動 ・六価クロム化合物:「六価クロム及びその化合物」を「六価クロム化合物」に修正、レベル2に以下を追加「皮膚と接触する革製品および革製のパーツを含む成形品について、革製品および革製のパーツの総乾燥重量において、3ppm以上の含有を禁止する」 ・水銀及びその化合物:適用除外項目 Hg-3 の名称変更 特殊用途用のストレートタイプ(直線形)の蛍光灯内の水銀⇒特定特別目的の冷陰極線蛍光灯および外部電極蛍光灯(CCFL および EEFL) 中の水銀 ・鉛及びその化合物:適用除外項目 Pb-7 の名称変更 セラミック中の鉛 圧電素子用⇒セラミック中の鉛 電子部品用 ・鉛及びその化合物:適用除外項目 Pb-7 の解説一部変更 ・鉛及びその化合物:適用除外項目 Pb-14 の解説に以下を追加「(高融点はんだは Pb-4 を参照)」 ・全廃化学物質(レベル2)に PAH、トリクロロエチレンを追加 <p><製造工程使用禁止化学物質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・モントリオール議定書 C-III プロモクロロメタンを追加 ・別紙2 条件付禁止化学物質 電池に関する禁止条件を追加 ・別紙2 製品含有化学物質保証システムチェックシートを削除 ・別紙3 セイコーエプソングループ一覧を更新
3.9	2015年7月1日	<p><条件付禁止化学物質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・六価クロム:皮膚と接触する革製品および革製のパーツを含む成形品の条件を、全廃化学物質(レベル2)より移動 ・ジブチルスズ(DBT)化合物:「但し、2014年12月31日までは接着剤を除く」を削除 ・トリクロロエチレンを全廃化学物質(レベル2)より移動 ・N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)を追加 ・ポリ塩化ビニル(PVC)を追加 <p><全廃化学物質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全廃化学物質(鉛及びその化合物):適用除外項目(Pb-2, Pb-3)の禁止時期を2015年7月21日→2016年4月21日に変更 ・全廃化学物質(レベル2)にヒ酸、アニリン・ホルムアルデヒド重縮合物、ビス(2-メトキシエチル)エーテル、1,2-ジクロロエタンを追加 <p><別紙2 条件付禁止化学物質 電池に関する禁止条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀及びその化合物:ボタン電池の閾値を20,000ppm⇒5ppmに変更 ・別紙3 セイコーエプソングループ一覧を更新 ・問い合わせ先および発行元の部署名を変更 CS 品質保証・環境推進部⇒CS 品質・環境企画部

版	改訂日	改訂内容
4	2016年7月1日	<p><無条件付禁止化学物質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・DBBT類:ペンタクロロフェノール(87-86-5) ⇒ 化審法対象物質群:ペンタクロロフェノールまたはその塩もしくはエステル <p><条件付禁止化学物質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩化パラフィンの禁止条件を「納入形態あたり1000ppmを超える含有を禁止」に変更 ・赤リンを追加 ・パーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩、PAHを全廃化学物質(レベル2)より移動 <p><全廃化学物質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀及びその化合物:適用除外項目 Hg-1、Hg-3 の禁止時期 2015/7/21 ⇒ 即時 ・鉛及びその化合物:適用除外項目 Pb-5、Pb-14、Pb-27、Pb-33 の禁止時期 2015/7/21 ⇒ 即時 適用除外項目 Pb-2、Pb-3 の禁止時期 2016/4/21 ⇒ 今後法律が定める適用除外満了日の1年前 ・パーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩、PAHを条件付禁止化学物質に移動

別紙 1 化学物質の取扱規格

1. 用語の定義

製品含有禁止化学物質	SEG が製品(付属品、オプション、梱包材なども含む)への含有を禁止する物質。
無条件禁止化学物質	製品含有禁止化学物質のうち、用途、含有条件、含有部位にかかわらず禁止する物質。
条件付禁止化学物質	製品含有禁止化学物質のうち、用途、含有条件、含有部位によって禁止する物質。
全廃化学物質	
・レベル 1	期限を経過し即時禁止となった物質。
・レベル 2	時期を定めて含有を禁止する物質。
管理化学物質	含有量を管理する物質。
製造工程使用禁止化学物質	SEG 対象生産材の製造工程で使用を禁止する物質。

2. 化学物質群の取扱規格

2.1 項から 2.4 項に化学物質群の取扱規格を示します。取扱規格は適用法令に基づき定めています(※1)。規定された禁止条件(閾値、含有部位、用途等)の遵守をお願いします(※2)。

※1 適用法令につきましてはすべての国をカバーしたものではありません。

CAS No.については、SEG が保証するものではありません。また、多数の CAS No.を持つ物質については、代表の CAS No.を記載しました。

※2 以下に該当し、法律・規制、顧客要求を満たす管理が確実に実施できる場合は SEG が確認の上、認める。

- ・ 顧客から要求があった場合。
- ・ 天然素材中に含有され、工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない場合。
- ・ 合成過程で生じ、技術的に除去しきれない場合。
- ・ SEG から個別に指示する場合。

管理化学物質に関する取扱に関しましては、「製品含有管理化学物質調査ガイドライン」をご参照ください。

URL: http://www.epson.jp/SR/procurement/green_purchasing/green_survey.htm

2.1 無条件禁止化学物質

無条件禁止化学物質一覧を以下に示します。表中の「分類」に記載する適用法令については、すべての国をカバーしたものではありません。また、「一般用途例」に記載する用途は、代表的な用途であり、すべてではありません。

無条件禁止化学物質

分類	No.	物質名	CAS No.	一般用途例
労安法対象 物質群	1	黄リン	12185-10-3	マッチ
	2	ベンジジン及びその塩	92-87-5 等	着色剤原料
	3	4-アミノジフェニル及びその塩	92-67-1 等	ゴム酸化防止剤
	4	4-ニトロジフェニル及びその塩	92-93-3 等	合成中間体
	5	ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	染料、顔料、メチル化剤
	6	2-ナフチルアミン/ベータナフチルアミン及びその塩	91-59-8 等	着色剤原料
	7	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む)の5%をこえるもの。	—	—
化審法対象 物質群	8	PCB/PCT 類	—	絶縁油、熱媒体、潤滑油
	9	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	防カビ剤、殺虫剤
	10	アルドリル	309-00-2	防腐剤、殺虫剤
	11	ディルドリン	60-57-1	防腐剤、殺虫剤
	12	エンドリン	72-20-8	殺虫剤、殺鼠剤
	13	DDT	50-29-3	殺虫剤
	14	クロルデン類	57-74-9 等	殺虫剤
	15	ビス(トリブチルスズ)オキシド	56-35-9	防腐剤、防カビ剤
	16	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン または N,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	27417-40-9、 28726-30-9、 70290-05-0	ゴム老化防止剤
	17	2, 4, 6-トリ-tert-ブチルフェノール	732-26-3	酸化防止剤その他の調整添加剤、潤滑油
	18	トキサフェン	8001-35-2	殺虫剤、殺ダニ剤
	19	マイレックス	2385-85-5	難燃剤、殺虫剤・殺蟻剤
	20	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (別名ケルセン又はジコホル)	115-32-2	殺ダニ剤
	21	ヘキサクロロブタ-1, 3-ジエン	87-68-3	溶媒
	22	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール (別名チヌビン 320)	3846-71-7	紫外線吸収剤
	23	パーフルオロ(オクタン-1-スルホニル)フルオリド (PFOSF) (※1)	307-35-7	PFOS 類縁物質の原料
	24	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	農薬
	25	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 α-ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-84-6	リンデンの副生成物
	26	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 β-ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-85-7	リンデンの副生成物
	27	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)	58-89-9	農薬
	28	デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン-5-オン (別名クロルデコン)	143-50-0	農薬
	29	エンドスルファン	115-29-7、 959-98-8、 33213-65-9	農薬

分類	No.	物質名	CAS No.	一般用途例
化審法対象 物質群	30	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	25637-99-4 3194-55-6 4736-49-6 65701-47-5 134237-50-6 等	臭素系難燃剤
	31	ペンタクロロフェノールまたはその塩もしくはエステル	—	殺虫剤、防虫剤、 農薬全般
DBBT 類	32	DBBT(モノメチルジブロモジフェニルメタン)	99688-47-8	絶縁油
	33	DBB(ジ- μ オキソ-ジ-n-ブチルスズヒドロキシボラン)	75113-37-0	殺菌剤
	34	モノメチルテトラクロロジフェニルメタン	76253-60-6	絶縁油
	35	モノメチルジクロロジフェニルメタン	81161-70-8	絶縁油
ハロゲン系 有機化合物	36	特定臭素系難燃剤 PBB's	—	難燃剤
	37	特定臭素系難燃剤 PBDE's	—	難燃剤
	38	ポリ塩化ナフタレン(Cl : 1 以上)	—	防腐剤、殺虫剤、 潤滑油
その他	39	アスベスト類	—	断熱材、充填剤
	40	オゾン層破壊物質 (※2)	—	冷媒、発泡剤
	41	フマル酸ジメチル	624-49-7	防腐剤、防カビ剤

※1 ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(PFOSF)ともいう

※2 モントリオール議定書対象物質

2.2 条件付禁止化学物質

条件付禁止化学物質一覧を以下に示します。表中の「物質名」および「禁止となる条件」をご確認ください。

条件付禁止化学物質

No.	物質名	禁止となる条件	CAS No.
1	ニッケル	●皮膚に直接かつ長期間接触する以下のような製品 -イヤリング-ネックレス、プレスレットとチェーン、アンクレット、指輪 -腕時計のケース、腕時計のベルト-衣服に使用されるリベットボタン、 ベルト、リベット、ジッパー、金属のマークが、これらの製品から放出される ニッケルの割合が $0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ 以上であれば使用禁止。(上記製品の中 でノンニッケルコーティングが施されており、その効果において通常使用 状態で少なくとも 2 年間は製品から放出されるニッケルの割合が $0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ 以下でなければ使用禁止。)(※1)	7440-02-0
2	ホルムアルデヒド	●衣類等の繊維製品に関わる製品(直接/間接) ●下記の複合木材製品について、カリフォルニア規則 § 93120-93120.12 title17 の要求を満たしていないもの ① ベニアコア(HWPW-VC) ② 複合コア(HWPW-CC) ③ パーティクルボード(PB) ④ 中質繊維板(MDF) ⑤ 薄い中質繊維板(Thin MDF) ⑥ ①~⑤を含む完成品 但し、下記の場合は除く ・梱包材 ・最終消費地がカリフォルニア州以外	50-00-0
3	カドミウム及び その化合物(※A)	●製品に用いる安定剤、顔料、塗料/インク、メッキ、蛍光灯は 75ppm 以上の 含有を禁止。(※2) ●電池については、別紙 2 を参照。 ●梱包材については、重金属(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム)総量で 100ppm を超える含有を禁止。	7440-43-9 等
4	六価クロム化合物(※A)	●皮膚と接触する革製品および革製のパーツを含む成形品について、 総乾燥重量において、3ppm 以上の含有を禁止。 ●梱包材については、重金属(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム)総量で 100ppm を超える含有を禁止。	—
5	鉛及びその化合物(※A)	●製品に用いるプラスチック、塗料/インク。 プラスチック中については、100ppm 以上の含有を禁止。塗料/インクへの 100ppm 以上の含有を禁止。塗料/インクに含まれる炭酸鉛、硫酸鉛は 閾値なしで禁止。(※3) ●電池については、別紙 2 を参照。 ●梱包材については、重金属(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム)総量で 100ppm を超える含有を禁止。 ●コード・ケーブル被覆材については 300ppm 以上含有する場合、表示義 務あり。(※4) ●宝飾品(時計のバンドを含む)については、200ppm を上回ることを禁止。 但し、クリスタルガラス、ガラス、ステンレススチール、鉛添加処理をしてい ない天然宝飾品を除く。(※5) ●宝飾品(時計のバンドを含む)のガラス、ステンレススチールについて は、500ppm 以上の含有を禁止。ただし、消費者が触れない時計の内部部 品は除く。(※1)	7439-92-1 等
6	水銀及びその化合物 (※A)	●電池については、別紙 2 を参照。 ●梱包材については、重金属(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム)総量で 100ppm を超える含有を禁止。 ●上記以外は、含有禁止。(※6)	7439-97-6 等
7	塩化パラフィン	●納入形態あたり 1000ppm を超える SCCP 類(短鎖塩素化パラフィン:炭素 数 10-13)の含有を禁止。(※7)	85535-84-8
8	アゾ化合物(※B)	●特定アミンを形成するアゾ化合物のうち、[人体に持続的に触れることを 前提として作られた製品の人体接触部分]について禁止。 ●アゾ染料のリストに含まれるアゾ染料は、物質として使用禁止。 混合物について、1000ppm を超える含有を禁止。(※1)	P18 別表の通り

No.	物質名	禁止となる条件	CAS No.
9	塩化コバルト(※C)	●シリカゲルおよびその他の調剤について、0.01%を超える含有を禁止。	7646-79-9
10	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩(※D)	●含有禁止(※8)。ただし、以下の用途は除く。 ・半導体用のレジスト ・エッチング剤(圧電フィルタ用又は高周波に用いる化合物半導体用のものに限る) ・業務用写真フィルム ・泡消火薬剤、消火器用消火薬剤(業務用のものに限る)及び業務用消火器	—
11	三置換有機スズ化合物(※E)	●成型品(※9)について1000ppm(スズ元素換算)を超える含有を禁止。(※1)	—
12	ジオクチルスズ(DOT)化合物	●成型品(※9)について、1000ppm(スズ元素換算)を超える含有を禁止。但し、接着剤を除く。(※1)	—
13	フタル酸ジ 2-エチルヘキシル(DEHP)	●均質材料あたり1000ppmを超える含有を禁止。	117-81-7
14	フタル酸ジブチル(DBP)	●均質材料あたり1000ppmを超える含有を禁止。	84-74-2
15	フタル酸ベンジルブチル(BBP)	●均質材料あたり1000ppmを超える含有を禁止。	85-68-7
16	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	●均質材料あたり1000ppmを超える含有を禁止。	84-69-5
17	ジブチルスズ(DBT)化合物	●一般消費者向け混合物(調剤)または成型品(※9)について、1000ppm(スズ元素換算)を超える含有を禁止。(※1)	—
18	ムスクキシレン	●納入形態あたり1000ppmを超える含有を禁止。	81-15-2
19	4, 4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)	●納入形態あたり1000ppmを超える含有を禁止。	101-77-9
20	五酸化二ヒ素	●納入形態あたり1000ppmを超える含有を禁止。	1303-28-2
21	三酸化二ヒ素	●納入形態あたり1000ppmを超える含有を禁止。	1327-53-3
22	2, 4-ジニトロトルエン	●納入形態あたり1000ppmを超える含有を禁止。	121-14-2
23	トリス(2-クロロエチル)ホスフェート	●納入形態あたり1000ppmを超える含有を禁止。	115-96-8
24	トリクロロエチレン	●納入形態あたり1000ppmを超える含有を禁止。	79-01-6
25	N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび2, 4, 4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)	●意図的含有禁止。但し、ゴムへの添加剤は除く。	68921-45-9
26	ポリ塩化ビニル(PVC)	●梱包材への意図的含有を禁止。但し、産業用製品の梱包材、および、TFT液晶パネルに用いられる梱包材を除く。	9002-86-2
27	赤リン(※F)	●電気/電子部品に使用している樹脂材料において、1000ppmを超える赤リンの含有を禁止。但し、下記のいずれかに該当する場合は適用除外とする。 ・異なる電極間の電気絶縁性に関与しない部品・部位への含有 ・赤リンに耐水性コーティング、又はそれに準ずる対策を施しており、リン酸の生成を抑制できている場合	7723-14-0
28	パーフルオロオクタン酸(※G)(PFOA)およびその塩	●意図的含有禁止。(※10)	—
29	PAH ベンゾ(a)ピレン ベンゾ(e)ピレン ベンゾ(a)アントラセン クリセン ベンゾ(b)フルオランテン ベンゾ(j)フルオランテン ベンゾ(k)フルオランテン ジベンゾ(a,h)アントラセン	●人の皮膚または口腔と長期間または短期間反復して、直接接触するゴムまたはプラスチックの部材を含む生産材について、対象部材あたり1ppm以上の含有を禁止。	50-32-8 192-97-2 56-55-3 218-01-9 205-99-2 205-82-3 207-08-9 53-70-3

参考：欧州化学品庁 Web サイト <http://echa.europa.eu/web/guest/home>

1. 付属書 XVII の(制限)物質は、法律に定められた運用とします。
2. マイクロデバイス事業部(水晶デバイス事業・半導体デバイス事業)、ビジュアルプロダクツ事業部(TFT 液晶パネル事業)に生産材を納入していただいているお取引様へ：
納入形態当り 0.1 重量%を超える認可候補物質(substances of candidate list、SVHC)が含有される場合には、各事業の指定する方法でご連絡ください。

<物質に関する注>

※A EU RoHS 指令(2011/65/EU)対応については、全廃化学物質の項を参照。全廃化学物質は別途(P19～P23)記載。

EU RoHS 指令(2011/65/EU)対象製品：

電流あるいは電磁場によって適切に作動する機器、およびそのような電流および電磁場を発生させ、伝導し、測定する機器のうち、交流は 1000V、直流は 1500V を超えない電圧で使用するよう設計された機器をいう。

但し、大型固定式産業機械、医療機器、測定機器、制御機器および国防または軍事目的の機器を除く。

当社の EU RoHS 指令(2011/65/EU)対象外製品例： FA ロボット、手動スクリーン、キャリングケース等。

※B 条件付禁止化学物質中の特定アミン、アゾ染料のリストを P18 に示します。

※C インジケータカードは、通常環境(通常使用時)において、塩化コバルトを吸引するリスクは無いため対象外とする。

※D 分子式 C8F17SO2X(X は OH 基、金属塩、ハロゲン化物、アミド、ポリマーを含むその他の誘導体)を持つ物質群。
ペルフルオロオクタンスルホン酸ともいう。

※E トリブチルスズ(TBT)/ トリフェニルスズ(TPT)/ その他の三置換有機スズ化合物。

ビス(トリブチルスズ)=オキンドは化審法対象物質群に含まれ無条件禁止化学物質。

※F 詳細は、以下の PDF を参照。 [赤リン禁止について](#)

※G ペルフルオロオクタン酸ともいう。

<法律に関する注>

※1 欧州 REACH 規則付属書 XVII による。

※2 EU の閾値は 100ppm 以下であるが、デンマークの閾値は 75ppm。

※3 デンマーク鉛規制(第 1012 法令)による。

※4 米国カリフォルニア州 Proposition65 による。

※5 カリフォルニア州 Lead-Containing Jewelry Law(AB2901)による。

※6 スウェーデンの規制(SFS 1998:944)による。

※7 健康と環境に有害な化学物質及びその他の製品の製造、輸入、輸出、販売および使用の制限に関するノルウェー規則

※8 欧州規制 757/2010、カナダおよび化審法の PFOS 規制による。

※9 成型品とは、化学物質、調剤を除く当社に納入する生産材をいう。

※10 米国 PFOA 自主廃絶プログラムによる。

特定アミン(1以上のアゾ基の分解により生成するもの)

物質名	Substance	分子式	CAS No.
o-アニシジン	o-anisidine	C ₇ H ₉ NO	90-04-0
2-ナフチルアミン	2-naphthylamine	C ₁₀ H ₉ N	91-59-8
3, 3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine	C ₁₂ H ₁₀ Cl ₂ N ₂	91-94-1
4-アミノビフェニル	biphenyl-4-ylamine	C ₁₂ H ₁₁ N	92-67-1
ベンジジン	Benzidine	C ₁₂ H ₁₂ N ₂	92-87-5
o-トルイジン	o-toluidine	C ₇ H ₉ N	95-53-4
4-クロロ-2-メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine	C ₇ H ₈ ClN	95-69-2
2, 4-トルエンジアミン	2,4-toluenediamine	C ₇ H ₁₀ N ₂	95-80-7
o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene	C ₁₄ H ₁₅ N ₃	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine	C ₇ H ₈ N ₂ O ₂	99-55-8
3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	3,3'-dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane	C ₁₃ H ₁₂ Cl ₂ N ₂	101-14-4
4, 4'-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline	C ₁₃ H ₁₄ N ₂	101-77-9
4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル	4,4'-diaminodiphenylether	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ O	101-80-4
p-クロロアニリン	p-chloroaniline	C ₆ H ₆ ClN	106-47-8
o-ジアニシジン	o-dianisidine	C ₁₄ H ₁₆ N ₂ O ₂	119-90-4
3, 3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine	C ₁₄ H ₁₆ N ₂	119-93-7
2-メトキシ-5-メチルアニリン	2-methoxy-5-methylaniline	C ₈ H ₁₁ NO	120-71-8
2, 4, 5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	C ₉ H ₁₃ N	137-17-7
4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-thiodianiline	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ S	139-65-1
2, 4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine	C ₇ H ₁₀ N ₂ O	615-05-4
4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン	4,4'-methylenedi-o-toluidine	C ₁₅ H ₁₈ N ₂	838-88-0
4-アミノアゾベンゼン	4-Aminoazobenzene	C ₁₂ H ₁₁ N ₃	60-09-3

アゾ染料のリスト

物質名(英語)	CAS No.
A mixture of disodium(6-(4-anisidino)-3-sulfonato-2-(3,5-dinitro-2-oxidophenylazo)-1-naphtholato)(1-(5-chloro-2-oxidophenylazo)-2-naphtholato)chromate(1-);	Not allocated
trisodium bis(6-(4-anisidino)-3-sulfonato-2-(3,5-dinitro-2-oxidophenylazo)-1-naphtholato)chromate(1-)	Component 1: CAS-No.:118685-33-9 C ₃₉ H ₂₃ ClCrN ₇ O ₁₂ S ₂ Na Component 2: C ₄₆ H ₃₀ CrN ₁₀ O ₂₀ S ₂ .3Na

2.3 全廃化学物質

全廃化学物質一覧を以下に示します。表中、全廃水準に関する用語の定義は次の通りです。

- ① レベル1: 即時禁止
- ② レベル2: 期限を定めて禁止
- ③ 適用除外項目: 全廃の対象から除外される用途

＜適用除外項目について＞

SEGに関係のない適用除外項目は記載していません。(詳細は以下 URL をご覧ください。)
 選択すべき項目がない場合は担当者にご連絡ください。

＜EU RoHS 指令改訂版適用除外項目＞

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:174:0088:0110:EN:PDF>

現在、RoHS 指令適用除外項目の見直しが検討されています。

P19～23 に記載した「納入禁止時期」の欄の日付は、弊社独自の期日です。RoHS 指令適用除外項目の見直しの状況に応じて、適用除外項目および禁止時期を変更する可能性があります。

全廃化学物質(カドミウム及びその化合物)

全廃物質群	全廃水準	対象		閾値	禁止時期
カドミウム及びその化合物	レベル1	●EU RoHS指令(2011/65/EU)対象製品に用いられる生産材		100ppm	即時
	適用除外項目	Cd-99	電池		—

分析規格:カドミウム及びその化合物

IEC62321 に基づく分析手法

＜高分子材料／金属／電子機器＞

- ・ICP-OES(誘導結合プラズマ発光分析法)
- ・ICP-MS(誘導結合プラズマ質量分析法)
- ・AAS(原子吸光分析法)

※ 分析は、上記のいずれかで行うこととする。但し、分析会社推奨方法も可とする。

※ ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。

※ なお、事業から測定方法の指定がある場合にはその方法による。

全廃化学物質(六価クロム化合物)

全廃物質群	全廃水準	対象	閾値	禁止時期
六価クロム化合物	レベル 1	●EU RoHS指令(2011/65/EU)対象製品に用いられる生産材	1000ppm	即時
	適用除外項目	なし		—

分析規格:六価クロム化合物

※ 測定方法は分析会社推奨方法でよい。但し、スポットテスト法は定量下限が大きく、測定精度が低い
ため不可とする。

※ ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。

※ なお、事業から測定方法の指定がある場合にはその方法による。

全廃化学物質(水銀及びその化合物)

全廃物質群	全廃水準	対象	閾値	禁止時期	
水銀及びその化合物	レベル 1	●EU RoHS指令(2011/65/EU)対象製品に用いられる生産材	1000ppm	即時	
	適用除外項目	Hg-1	コンパクトタイプ(片口金)の蛍光灯内の水銀 RoHS適用除外項目番号: 1 <解説> 電球形およびコンパクト形(片口金)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり(次の量を)超えないもの 1(a)一般照明用途 30W未満: 2.5mg 1(b)一般照明用途 30W以上50W未満: 3.5mg 1(c)一般照明用途 50W以上150W未満: 5mg 1(d)一般照明用途 150W以上: 15mg 1(e)一般照明用途で環形または角型かつチューブの直径17mm以下: 7mg 1(f)特殊用途用: 5mg		即時
		Hg-3	特別目的の冷陰極線蛍光灯および外部電極蛍光ランプ(CCFLおよびEEFL)中の水銀 RoHS適用除外項目番号: 3 <解説> 特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ(CCFL及びEEFL、長さ500mm以下)であって水銀含有量がランプあたり3.5mgを超えないもの		即時
		Hg-4	RoHS指令附属書で具体的に挙げられていない他のランプ内の水銀 RoHS適用除外項目番号: 4(f) <解説> RoHS指令の附属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀		—
			Hg-99	電池	

RoHS 指令適用除外項目の見直しの状況に応じて、適用除外項目および禁止時期を変更する可能性があります。

分析規格:水銀及びその化合物
IEC62321 に基づく分析手法 <高分子材料/金属/電子機器> ・CV-AAS(冷蒸気原子吸光分析法) ・CV-AFS(冷蒸気原子蛍光分析法) ・ICP-OES(誘導結合プラズマ発光分析法) ・ICP-MS(誘導結合プラズマ質量分析法) ※ 分析は、上記のいずれかで行うこととする。但し、分析会社推奨方法も可とする。 ※ ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。 ※ なお、事業から測定方法の指定がある場合にはその方法による。

全廃化学物質(鉛及びその化合物)

全廃物質群	全廃水準	対象	閾値	禁止時期
鉛及びその化合物	レベル1	● EU RoHS指令(2011/65/EU)対象製品に用いられる生産材	1000ppm	即時
	適用除外項目	Pb-1 ガラス中の鉛 電子部品用 RoHS適用除外項目番号: 7(c)-I <解説> ・電気電子部品に使用されるガラス中に含まれる鉛(鉛ガラス) ・電気電子部品に使用される化合物中の鉛(ガラスを母材とする化合物) ガラス以外の構成要素はこの項目には該当しない。構成要素がセラミックの場合はPb-7を確認する。 セラミックコンデンサのように、構成要素としてガラス(Pb-1)とセラミック(誘電体Pb-35)を両方含む場合は、両方の適用除外項目に該当するかどうかを確認する		—
		Pb-2 鉛を最大0.35重量%含有する鋼鉄中の合金素材としての鉛 RoHS適用除外項目番号: 6(a) <解説> ・機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に含まれる0.35 wt%までの鉛		今後法律が定める 適用除外期限満了日の1年前 (※1)
		Pb-3 鉛を最大0.4重量%含有するアルミ、及び鉛を最大4重量%含有する銅合金 RoHS適用除外項目番号: 6(b), 6(c) <解説> ・合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4 wt%までの鉛 ・鉛含有量が4wt%以下の銅合金		
		Pb-4 高融点はんだに含まれる鉛(例えば、その中に85%を超える鉛を含むはず鉛はんだ) RoHS適用除外項目番号: 7(a) <解説> ・高融点ハンダに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で85%以上の鉛ベースの合金)		—
		Pb-5 サーバー、ストレージ及びストレージ・アレイ・システム交換、シグナリング、伝送並びに通信用ネットワーク管理のためのネットワーク・インフラ・機器用のはんだに含まれる鉛 RoHS適用除外項目番号: 7(b) <解説> ・3.5版以前のPb-6「交換、シグナリング、伝送並びに通信用ネットワーク管理のためのネットワーク・インフラ・機器用のはんだに含まれる鉛」を含む		即時

※1 禁止時期を「2016/4/21」から「今後法律が定める適用除外期限満了日の1年前」に変更いたします。ただし、代替活動は継続して頂き、延長不可が確定次第代替品をご納入頂けるようご準備頂きたく、宜しくお願い致します。

鉛及び その化合物	適用除外項目	Pb-7	セラミック中の鉛 電子部品用 RoHS適用除外項目番号: 7(c)-I, 7(c)-IV <解説> ・電気電子部品に使用されるセラミックス中の鉛(例:圧電素子)。誘電体セラミックス中の鉛は除く。 ・集積回路またはディスクリート半導体(単機能半導体)の一部であるキャパシターのPZT系誘電体セラミック材料中の鉛 ・定格電圧AC125V/DC250V以上のコンデンサについては、Pb-35を確認する。それ未満の定格電圧のコンデンサのセラミックは適用除外項目がなくなった。(Pb-7でなく基準値1,000ppm以下で管理)。	—
		Pb-10	光学ガラスやフィルターガラスに含まれる鉛 RoHS適用除外項目番号: 13(a) ・光学機器に使われる白色ガラスに含まれる鉛	—
		Pb-14	集積回路Flip Chipパッケージ内で半導体のダイとキャリアーを確実に電気接続させるためのハンダに含まれる鉛 RoHS適用除外項目番号: 15 <解説> ・集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛(高融点はんだはPb-4を参照)	即時
		Pb-27	理事会指令 69/493/EEC の付属書 I(カテゴリ 1、2、3 および 4) で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛 RoHS 適用除外項目番号: 29	即時
		Pb-33	ガラス蛍光管であって鉛含有量が 0.2wt%を超えないもの RoHS 適用除外項目番号: 5(b)	即時
		Pb-34	3 端子セラミック発振子に内蔵されるコンデンサ素子(負荷容量)の誘電体中の鉛 RoHS 適用除外項目番号: SEG 独自 <解説> セラミック誘電体中の鉛 負荷容量中の鉛 3端子セラミック発振子限定 (3端子セラミック振動子の圧電体部分は、Pb-7を参照)	即時
		Pb-35	定格電圧が AC125V または DC250V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛 RoHS 適用除外項目番号: 7(c)-II <解説> これより低い定格電圧のセラミックコンデンサには、適用除外項目がなくなった。	—
		Pb-99	電池	—

RoHS 指令適用除外項目の見直しの状況に応じて、適用除外項目および禁止時期を変更する可能性があります。

分析規格:鉛及びその化合物

IEC62321 に基づく分析手法

〈高分子材料／金属／電子機器〉

- ・ICP-OES(誘導結合プラズマ発光分析法)
- ・ICP-MS(誘導結合プラズマ質量分析法)
- ・AAS(原子吸光分析法)

※ 分析は、上記のいずれかで行うこととする。但し、分析会社推奨方法も可とする。

※ ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。

※ なお、事業から測定方法の指定がある場合にはその方法による。

全廃化学物質(ヒ酸)

全廃物質群	CAS No.	全廃水準	対象	閾値	禁止時期
ヒ酸	7778-39-4	レベル2	●生産材	1000ppm (※1)	2016年8月22日

※1 REACH 規則(No.1907/2006)の定義に基づき、納入形態あたりの濃度とします。

全廃化学物質(アニリン・ホルムアルデヒド重縮合物)

全廃物質群	CAS No.	全廃水準	対象	閾値	禁止時期
アニリン・ホルムアルデヒド重縮合物	25214-70-4	レベル2	●生産材	1000ppm (※1)	2016年8月22日

※1 REACH 規則(No.1907/2006)の定義に基づき、納入形態あたりの濃度とします。

全廃化学物質(ビス(2-メトキシエチル)エーテル)

全廃物質群	CAS No.	全廃水準	対象	閾値	禁止時期
ビス(2-メトキシエチル)エーテル	111-96-6	レベル2	●生産材	1000ppm (※1)	2016年8月22日

※1 REACH 規則(No.1907/2006)の定義に基づき、納入形態あたりの濃度とします。

全廃化学物質(1,2-ジクロロエタン)

全廃物質群	CAS No.	全廃水準	対象	閾値	禁止時期
1,2-ジクロロエタン	107-06-2	レベル2	●生産材	1000ppm (※1)	2016年11月22日

※1 REACH 規則(No.1907/2006)の定義に基づき、納入形態あたりの濃度とします。

用語解説

ICP-OES	Inductively Coupled Plasma-Optical Emission spectrometry (誘導結合プラズマ発光分析法)
ICP-MS	Inductively Coupled Plasma Mass Spectrometry (誘導結合プラズマ質量分析法)
AAS	Atomic Absorption Spectroscopy (原子吸光分析法)
CV-AAS	Cold Vapour Atomic Absorption Spectrometry (冷蒸気原子吸光分析法)
CV-AFS	Cold Vapour Atomic Fluorescence Spectrometry (冷蒸気原子蛍光分析法)

2.4 製造工程使用禁止化学物質

お取引先での製造工程使用禁止化学物質を以下に示します。表中の「分類」に記載する適用法令については、すべての国をカバーしたものではありません。

製造工程使用禁止化学物質

分類	No.	物質名
労安法 禁止物質 (法令 55 条、施 行令 16 条)	1	黄りん
	2	ベンジジン及びその塩
	3	4-アミノジフェニル及びその塩
	4	アモサイト
	5	クロシドライト
	6	4-ニトロジフェニル及びその塩
	7	ビス(クロロメチル)エーテル
	8	ペーターナフチルアミン及びその塩
	9	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む)の5%を超えるもの
	10	第2号から8号までに挙げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物
モントリオール 議定書付属書 A,B,E および C-II,III	11	1,1,1-トリクロロエタン
	12	四塩化炭素
	13	メチルブロマイド(別名:臭化メチル、ブロモメタン)
	14	CFC-11
	15	CFC-111
	16	CFC-112
	17	CFC-113
	18	CFC-114
	19	CFC-115
	20	CFC-12
	21	CFC-13
	22	CFC-211
	23	CFC-212
	24	CFC-213
	25	CFC-214
	26	CFC-215
	27	CFC-216
	28	CFC-217
	29	Halon-1211
	30	Halon-1301
	31	Halon-2402
	32	HBFCs
	33	ブロモクロロメタン

※以下の用途への使用については適用除外とする。

- ① 研究・開発用途で、比較・校正用薬品として、非定常的に少量使用する試薬
- ② 既存設備、装置に冷媒として含まれる CFC
- ③ 既存設備、装置に消火剤として含まれるハロン

別紙 2 条件付禁止化学物質 電池に関する禁止条件

1. カドミウム及びその化合物

電池の種類		禁止となる条件		
一次電池				
1	・アルカリ電池 ・マンガン電池	ボタン型	電池の重量比で 20ppm を超える含有を禁止	
		非ボタン型	電池の重量比で 10ppm を超える含有を禁止	
2	・リチウム電池	携帯型電池 (※1)	電池の重量比で 20ppm を超える含有を禁止	
		医療機器、自動車、 警報システム用電池	ボタン型	電池の重量比で 250ppm を超える含有を禁止
			非ボタン型	電池の重量比で 150ppm を超える含有を禁止
3	・1,2 以外の一次電池	携帯型電池 (※1)	電池の重量比で 20ppm を超える含有を禁止	
		特殊用途の電池 (※2)	電池の重量比で 150ppm を超える含有を禁止	
二次電池				
4	・鉛蓄電池	携帯型電池 (※1)	電池の重量比で 20ppm を超える含有を禁止	
		特殊用途の電池 (※2)	電池の重量比で 100ppm を超える含有を禁止	
5	・ニッケル水素電池 ・アルカリ二次電池	携帯型電池 (※1)	ボタン型	電池の重量比で 20ppm を超える含有を禁止
			非ボタン型	電池の重量比で 10ppm を超える含有を禁止
6	・リチウムイオン電池	携帯型電池 (※1)	ボタン型	電池の重量比で 20ppm を超える含有を禁止
			非ボタン型	電池の重量比で 10ppm を超える含有を禁止
7	・4,5,6 以外の二次電池	携帯型電池 (※1)	電池の重量比で 20ppm を超える含有を禁止	

2. 鉛及びその化合物

電池の種類		禁止となる条件	
一次電池			
1	・マンガン電池	全て	電池の重量比で 1,000ppm を超える含有を禁止
2	・アルカリ電池	ボタン型	電池の重量比で 1,000ppm を超える含有を禁止
		非ボタン型	電池の重量比で 40ppm を超える含有を禁止
3	・1,2 以外の一次電池	全て	電池の重量比で 2,000ppm を超える含有を禁止 但し、ボタン型リチウム電池を除く
二次電池			
4	・ニッカド電池 ・ニッケル水素電池 ・アルカリ蓄電池 ・リチウムイオン電池	非ボタン型	電池の重量比で 4,000ppm を超える含有を禁止

3. 水銀及びその化合物

電池の種類		禁止となる条件	
一次電池			
1	・酸化水銀電池	全て	使用禁止
2	・アルカリ電池 ・マンガン電池	ボタン型	意図的含有禁止 不純物については、電池の重量比で 5ppm を超える含有、及び、セル当り 25mg を超える含有を禁止
		非ボタン型	意図的含有禁止 不純物については、電池の重量比で 1ppm を超える含有を禁止
3	・1,2 以外の一次電池	ボタン型	意図的含有禁止 不純物については、電池の重量比で 5ppm を超える含有を禁止
		非ボタン型	電池の重量比で 5ppm を超える含有を禁止
二次電池			
4	・鉛蓄電池	全て	電池の重量比で 5ppm を超える含有を禁止
5	・ニッカド電池 ・ニッケル水素電池 ・アルカリ蓄電池 ・リチウムイオン電池	ボタン型	電池の重量比で 5ppm を超える含有を禁止
		非ボタン型	電池の重量比で 1ppm を超える含有を禁止
6	・4.5 以外の二次電池	全て	電池の重量比で 5ppm を超える含有を禁止

※1 携帯型電池：密閉されている、手で持ち運び可能な電池。但し、以下を除く

- ・工業用または業務用専用に設計された特殊な電池
- ・自動車用電池
- ・緊急照明を含む警報システム、医療機器用電池

※2 特殊用途の電池

- ・手で持ち運びができない電池
- ・工業用または業務用専用に設計された特殊な電池
- ・自動車用電池
- ・緊急照明を含む警報システム、医療機器用電池

参照法規制等：

EU 電池指令、トルコ電池規制 No. 25569、アメリカ合衆国水銀含有および充電式電池管理法、米国各州電池規制（メイン州、コネチカット州、ロードアイランド州）、アルゼンチン法令第 26.184 号携帯電気エネルギー法、ブラジル Resolution 401/2008、パラグアイマンガン電池とアルカリマンガン電池規制、台湾乾電池の製造、輸入及び販売の制限に関する公告、中国電池製品中の水銀含有量の制限に関する規定、中国国家標準 GB24427-2009「電池中の水銀、カドミウム、鉛の含有量制限要求」、韓国電気用品安全基準

別紙3 セイコーエプソングループ一覧

下記の表は 2016/6/1 現在のものです。

国名	会社名
日本	セイコーエプソン株式会社
	宮崎エプソン株式会社
	エプソンダイレクト株式会社
	東北エプソン株式会社
	エプソンアトミックス株式会社
	オリエント時計株式会社
	秋田エプソン株式会社
	タマヤ計測システム株式会社
	株式会社エプソンロジスティクス
韓国	Epson Korea Co., Ltd.
中国	Tianjin Epson Co., Ltd.
	Fujian Epson Co., Ltd.
	Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.
	E&G Electronic (Shenzhen) Ltd.
	Epson Precision (Shenzhen) Ltd.
	Epson Wuxi Co., Ltd.
	Epson Precision Suzhou Co., Ltd.
	Orient Watch (Shenzhen) Ltd.
台湾	Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.
フィリピン	Epson Precision (Philippines) Inc.
マレーシア	Epson Precision (Johor) Sdn. Bhd.
	Epson Precision Malaysia Sdn. Bhd.
タイ	Epson Precision (Thailand) Ltd.
シンガポール	Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.
インドネシア	P.T.Epson Batam
	P.T.Indonesia Epson Industry
アメリカ	Epson Portland Inc.
	Epson El Paso, Inc.
ブラジル	Epson Paulista Limitada
イギリス	Epson Telford Ltd.

本基準書に関するご質問は下記までお問い合わせください。

セイコーエプソン株式会社

CS 品質・環境企画部

e-mail: QA.chem@exc.epson.co.jp

発行元

セイコーエプソン株式会社

CS 品質・環境企画部

セイコーエプソングループ 生産材グリーン購入基準書 新旧対照表

【2016.7.1 改訂】

P	変更前(旧) 第3.9版	変更後(新) 第4版	変更事項
表紙	第3.9版 改訂 2015年7月1日 施行 2015年10月1日	第4版 改訂 2016年7月1日 施行 2016年10月1日	版数変更 改訂、施行日 変更
2	【基準内容】 3. 対象範囲 本基準書では、SEGの商品を構成するすべての完成品、半完成品、ユニット品、部品、原材料、付属品、オプション品、梱包材(※)などを対象とします。 <u>以下、これらを総称して「生産材」といいます。</u>	【基準内容】 3. 対象範囲 <u>SEGに納入する「生産材」。</u> 本基準書では、SEGの商品を構成するすべての完成品、半完成品、ユニット品、部品、原材料、付属品、オプション品、梱包材(※)などを対象とします。これらを総称して「生産材」といいます。	説明の追加
11	7.2 改訂履歴 -	7.2 改訂履歴 4版の改訂内容を追加	追加
14	2.1 無条件禁止化学物質 DBBT類 33. ペンタクロロフェノール CAS No.: 87-86-5 DBBT類 31. DBBT(モノメチルジプロモジフェニルメタン) DBBT類 32. DBB(ジ-μ-オキソ-ジ-n-ブチルスズヒドロキシボラン)	2.1 無条件禁止化学物質 化審法対象物質群 31. ペンタクロロフェノール またはその塩もしくはエステル DBBT類 32. DBBT(モノメチルジプロモジフェニルメタン) DBBT類 33. DBB(ジ-μ-オキソ-ジ-n-ブチルスズヒドロキシボラン)	分類と物質名 の変更
15	2.2 条件付禁止化学物質 5. 鉛及びその化合物 但し、クリスタルガラス、ガラス、ステンレススチール、鉛添加処理をしていない天然宝飾品を除く。(※7)	2.2 条件付禁止化学物質 5.鉛及びその化合物 但し、クリスタルガラス、ガラス、ステンレススチール、鉛添加処理をしていない天然宝飾品を除く。(※5)	注釈番号修正
	6. 水銀及びその化合物 ●上記以外は、含有禁止。(※5)	6. 水銀及びその化合物 ●上記以外は、含有禁止。(※6)	
	7. 塩化パラフィン ●塗料・インク、コーティング、及び封止材中の軟化剤やゴムの成分、プラスチック中の難燃剤の成分は以下の様に規制される。:SCCP 類(短鎖塩素化パラフィン:炭素数 10-13、塩素含有量 48%以上)の含有重量比は0.1%以下とする。	7. 塩化パラフィン ●納入形態あたり 1000ppm を超える SCCP 類(短鎖塩素化パラフィン:炭素数 10-13)を禁止。(※7)	条件の変更
8. アゾ化合物 P16別表の通り	8. アゾ化合物 P18別表の通り	ページ番号 修正	
16	2.2 条件付禁止化学物質 10. パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩 ●含有禁止(※6)。	2.2 条件付禁止化学物質 10. パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩 ●含有禁止(※8)。	注釈番号修正
	11. 三置換有機スズ化合物 ●成型品(※8)について 1000ppm(スズ元素換算)を超える含有を禁止。(※1)	11. 三置換有機スズ化合物 ●成型品(※9)について 1000ppm(スズ元素換算)を超える含有を禁止。(※1)	
	12. ジオクチルスズ(DOT)化合物 ●成型品(※8)について 1000ppm(スズ元素換算)を超える含有を禁止。	12. ジオクチルスズ(DOT)化合物 ●成型品(※9)について 1000ppm(スズ元素換算)を超える含有を禁止。	
	17. ジブチルスズ(DBT)化合物 ●一般消費者向け混合物(調剤)または成型品(※8)について、1000ppm(スズ元素換算)を超える含有を禁止。(※1)	17. ジブチルスズ(DBT)化合物 ●一般消費者向け混合物(調剤)または成型品(※9)について、1000ppm(スズ元素換算)を超える含有を禁止。(※1)	

セイコーエプソングループ 生産材グリーン購入基準書 新旧対照表

P	変更前(旧) 第3.9版	変更後(新) 第4版	変更事項
16	2.2 条件付禁止化学物質 -	2.2 条件付禁止化学物質 27. 赤リン(※F) (CAS No.7723-14-0) ●電気/電子部品に使用している樹脂材料において、1000ppm を超える赤リンの含有を禁止。但し、下記のいずれかに該当する場合は適用除外とする。 ・異なる電極間の電気絶縁性に関与しない部品・部位への含有 ・赤リンに耐水性コーティング、又はそれに準ずる対策を施しており、リン酸の生成を抑制できている場合	物質追加
	-	28. パーフルオロオクタン酸(※G)(PFOA)およびその塩 ●意図的含有禁止。(※10)	
	-	29. PAH ベンゾ(a)ピレン (CAS No.:50-32-8) ベンゾ(e)ピレン (CAS No.:192-97-2) ベンゾ(a)アントラセン (CAS No.:56-55-3) クリセン (CAS No.:218-01-9) ベンゾ(b)フルオランテン (CAS No.:205-99-2) ベンゾ(j)フルオランテン (CAS No.:205-82-3) ベンゾ(k)フルオランテン (CAS No.:207-08-9) ジベンゾ(a,h)アントラセン (CAS No.:53-70-3) ●人の皮膚または口腔と長期間または短期間反復して、直接接触するゴムまたはプラスチックの部材を含む生産材について、対象部材あたり 1ppm 以上の含有を禁止。	全廃化学物質 (レベル 2) より移動
17	<物質に関する注> ※A EU RoHS 指令(2011/65/EU)対応については、全廃化学物質の項を参照。全廃化学物質は別途(P17~P21)記載。 ※B 条件付禁止化学物質中の特定アミン、アゾ染料のリストを P16に示します。 - -	<物質に関する注> ※A EU RoHS 指令(2011/65/EU)対応については、全廃化学物質の項を参照。全廃化学物質は別途(P19~P23)記載。 ※B 条件付禁止化学物質中の特定アミン、アゾ染料のリストを P18に示します。 ※F 詳細は、以下の PDF を参照。赤リン禁止について ※G ペルフルオロオクタン酸ともいう。	ページ番号修正 注釈追加
	<法律に関する注> ※5 スウェーデンの規制(SFS 1998:944)による。 ※6 欧州規制 757/2010、カナダおよび化審法の PFOS 規制による。 ※7 カリフォルニア州 Lead-Containing Jewelry Law(AB2901)による。 ※8 成型品とは、化学物質、調剤を除く当社に納入する生産材をいう。	<法律に関する注> ※5 カリフォルニア州 Lead-Containing Jewelry Law(AB2901)による。 ※6 スウェーデンの規制(SFS 1998:944)による。 ※7 健康と環境に有害な化学物質及びその他の製品の製造、輸入、輸出、販売および使用の制限に関するノルウェー規則 ※8 欧州規制 757/2010、カナダおよび化審法の PFOS 規制による。 ※9 成型品とは、化学物質、調剤を除く当社に納入する生産材をいう。 ※10 米国 PFOA 自主廃絶プログラムによる。	注釈番号修正 注釈追加 注釈番号修正 注釈追加
19	2.3 全廃化学物質 <適用除外項目について> P17~21に記載した「納入禁止時期」の欄の日付は、弊社独自の期日です。	2.3 全廃化学物質 <適用除外項目について> P19~23に記載した「納入禁止時期」の欄の日付は、弊社独自の期日です。	ページ番号修正
21	全廃化学物質(水銀及びその化合物) 適用除外項目 Hg-1, Hg-3 禁止時期: 2015年7月21日	全廃化学物質(水銀及びその化合物) 適用除外項目 Hg-1, Hg-3 禁止時期: 即時	禁止時期を経過したため修正

セイコーエプソングループ 生産材グリーン購入基準書 新旧対照表

P	変更前(旧) 第3.9版	変更後(新) 第4版	変更事項
22	全廃化学物質(鉛及びその化合物) 適用除外項目 Pb-2, Pb-3 禁止時期: 2016年4月21日	全廃化学物質(鉛及びその化合物) 適用除外項目 Pb-2, Pb-3 禁止時期: 今後法律が定める適用除外期限満了日の1年前 (※1)	禁止時期修正
	適用除外項目 Pb-5 禁止時期: 2015年7月21日	適用除外項目 Pb-5 禁止時期: 即時	禁止時期を 経過したため 修正
	-	※1 禁止時期を「2016/4/21」から「今後法律が定める適用除外期限満了日の1年前」に変更いたします。ただし、代替活動は継続して頂き、延長不可が確定次第代替品をご納入頂けるようご準備頂きたく、宜しくお願い致します。	注釈追加
23	全廃化学物質(鉛及びその化合物) 適用除外項目 Pb-14, Pb-27, Pb-33 禁止時期: 2015年7月21日	全廃化学物質(鉛及びその化合物) 適用除外項目 Pb-14, Pb-27, Pb-33 禁止時期: 即時	禁止時期を 経過したため 修正
(3.9版) 22	全廃化学物質 レベル2 パーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩 ●2016年1月1日より、意図的含有禁止	-	条件付禁止化学物質に移動
	ベンゾ(a)ピレン, ベンゾ(e)ピレン, ベンゾ(a)アントラセン, クリセン, ベンゾ(b)フルオランテン, ベンゾ(j)フルオランテン, ベンゾ(k)フルオランテン, ジベンゾ(a,h)アントラセン (PAH) ●2015年12月27日より、人の皮膚または口腔と長期間または短期間反復して、直接接触するゴムまたはプラスチックの部材を含む生産材について、対象部材あたり1ppm以上の含有を禁止。	-	条件付禁止化学物質に移動
29	別紙3 セイコーエプソングループ一覧 下記の表は 2015/6/1 現在のものです。	別紙3 セイコーエプソングループ一覧 下記の表は 2016/6/1 現在のものです。	日付修正